

○富士宮市水道事業給水条例施行規程

昭和 57 年 3 月 9 日  
富士宮市水管規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富士宮市水道事業給水条例（昭和 57 年富士宮市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の申込み)

第 2 条 条例第 4 条に規定する給水装置工事をしようとする者は、給水装置工事申込書（第 1 号様式）により申し込み、承認された後でなければ工事に着手することができない。

(一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号〕)

(給水装置工事の設計審査)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項に規定する給水装置工事の設計審査を受けようとするときは、次の事項を具備した設計書を提出しなければならない。

- (1) 給水装置の種類・構造及び用途
- (2) 給水装置工事の配管図
- (3) 使用材料
- (4) 案内図

(一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号〕)

(給水装置工事の竣工)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項に規定する給水装置工事の竣工検査を受けようとするときは、工事精算書を、提出しなければならない。

(一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号〕)

(既設の給水設備の検査)

第 5 条 条例第 6 条に規定する既設の給水設備の検査についても、前条を適用するものとする。

(一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号〕)

(給水装置工事の保証)

第 6 条 管理者又は指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行した後、2 年以内に工事上の欠陥により給水装置が損傷したときは、施行者の負担においてこれを修繕しなければならない。

(一部改正〔平成 10 年水管規程 1 号〕)

(給水開始の申込み)

第7条 条例第16条の規定により給水を受けようとする者は、給水装置使用開始申込書（第2号様式）により申込みしなければならない。

（一部改正〔平成10年水管規程1号〕）

（代理人等の届出）

第8条 条例第17条の規定による代理人及び代表者の届出は、代理人・代表者選定（変更）届（第3号様式）により理由を生じた日から7日以内に届け出なければならない。

（一部改正〔平成10年水管規程1号〕）

（届出義務）

第9条 条例第20条第1項第1号に規定する届出については、給水装置閉栓（廃止）届（第4号様式）により当該日の3日前までに、同項第2号に規定する届出については公・私設消火栓演習使用願（第5号様式）により使用日の3日前までに、届け出なければならない。

2 条例第20条第2項第1号に規定する届出については給水装置使用者（所有者）名義変更届（第6号様式）により変更を生じた日に、同項第2号の届出については公・私設消火栓使用届（第7号様式）により使用した日から3日以内に届け出なければならない。

3 条例第20条第2項第3号に規定する届出については、標識・封かん・メーター亡失（損傷）届（第8号様式）により直ちに届け出なければならない。

（一部改正〔平成10年水管規程1号・12年2号〕）

（給水装置及び水質の検査）

第10条 条例第23条第1項の検査の請求をしようとする所有者等は、給水装置、水質検査申請書（第9号様式）により申請しなければならない。

（一部改正〔平成10年水管規程1号〕）

（メーターの管理）

第11条 メーターの設置場所には、検針若しくは修繕等の障害となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

（一部改正〔平成10年水管規程1号〕）

（使用水量の通知）

第12条 条例第26条の規定により、メーターを検針したときは、その都度使用水量を、使用者に通知するものとする。

（一部改正〔平成10年水管規程1号〕）

（料金の納期限）

第13条 料金の定時に徴収するものについては、納入通知書を発行した日の属する月の28日を納期限とする。

2 前項に規定するもののほか、随時に徴収するものについては、管理者がその都度定めるものとする。

(一部改正〔平成10年水管規程1号〕)

(水道料金等の減免)

第14条 条例第32条の規定により料金、手数料及び加入金の減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書(第10号様式)により申請しなければならない。

(一部改正〔平成10年水管規程1号〕)

(身分証明書の携帯)

第15条 条例第33条第1項に規定する給水装置の検査に従事する職員は、常に身分証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(一部改正〔平成10年水管規程1号〕)

(給水の停止通知)

第16条 条例第35条第1項の規定により給水を停止するときは、停止予定日の7日前までに給水停止通知書(第11号様式)により、使用者に通知しなければならない。

(一部改正〔平成10年水管規程1号〕)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第17条 条例第38条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(追加〔平成15年水管規程2号〕、一部改正〔平成16年水管規程1号・21年2号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に従前の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成10年3月3日水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前の富士宮市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の富士宮市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成12年3月27日水管規程第2号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月3日水管規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月9日水管規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日水管規程第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の第1号様式、第2号様式、第4号様式、第6号様式及び第11号様式により提出され、又は交付されている申込書等は、改正後の第1号様式、第2号様式、第4号様式、第6号様式及び第11号様式により提出され、又は交付された申込書等とみなす。

附 則 (令和3年3月15日水管規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを調整して使用することができる。

第1号様式 (第2条関係)

給水装置工事申込書

新設・改造・修繕・撤去・分岐

口径変更(φ m/m→φ m/m)

水栓番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付番号	受付年月日	承認年月日	竣工年月日	検査年月日
No.	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

富士宮市水道事業管理者 宛	
給水装置場所 _____	
※ 場所の地番が複数ある場合は住所登録する地番に○印、住居表示地域は住居表示と登録地番を表示すること。	
申込者	フリガナ 住所 _____ 氏名 _____
給水方式	直結式・受水槽式(公称有効 t) 水圧測定値 MPa
道路占用	国道・県道・市道(認定外を含む。)
給水装置の種類	専用・共用・臨時・私設消火栓
事前協議	年 月 日 第 号 寄附申込 (有・無)
建築確認	(建築番号 _____) 年 月 日

種別	工事			内訳		
	設 口	径単 位	数 計	口	径単 位	数 算
分岐工						
台所						
洗面所						
風呂						
便所						
給湯器						
洗濯機						
外水栓						
既設給水栓数	計	個		計	個	

水道部への納付金	番号	金額	納入年月日	印	メーター口径	φ m/m	
加入金(消費税含む。)			.		メーター番号	.	
設計審査給水装置工事			.				
手数料取出工事			.				
廃止水栓番号						改造前メーター口径	メーター番号
指定給水装置工事事業者	住所又は所在地	事業者名	電話番号		m/m	.	
No.	主任技術者				メーター指針		

配管図・立面図

装置場所

- ※ 敷地境界等明確な構造物から、取出管・止水栓・メーターまでの距離を記入すること。
- ※ 取出管がある場合は、本管の管種・口径を記入すること。

関係者承諾	
分岐承諾	<p>私所有の支管等から分岐することを承諾します。</p> <p>所有者住所 氏 名</p>
承諾地所有者	<p>私所有の土地に給水装置を設置することを承諾します。</p> <p>所有者住所 氏 名</p>
承諾家屋所有者	<p>私所有の家屋に給水装置を設置することを承諾します。</p> <p>所有者住所 氏 名</p>
帰属承諾	<p>本工事の道路（公道部分、公道になる部分）に埋設される管の所有権を市に帰属することを承諾します。</p> <p>所有者住所 氏 名</p>
承諾土地使用承	<p>私所有の通路等の土地に給水管を埋設することを承諾します。</p> <p>所有者住所 氏 名</p>
委任状	
<p>水道給水装置工事一切を指定給水装置工事事業者 _____ に委任する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 申込者氏名</p>	
誓約書	
<p>私は、給水装置工事申込みに伴い下記事項を誓約いたします。</p> <p>1 富士宮市水道事業給水条例を遵守し、水道工事その他不慮の断水等により私に損害が生じましても一切の異議は申しません。</p> <p>2 私道（市の指定を受けない道路）、敷地内に布設された給水装置につきましては自費をもって一切の維持管理保全について私がおの責任を負います。</p> <p>3 この誓約事項は、当該給水装置を第三者に譲渡する際には譲受者に対して必ず継承し、富士宮市には一切御迷惑はおかけしません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 申込者氏名</p>	

案 内 図

備 考

第2号様式（第7条関係）

給水装置使用開始申込書											
私は、給水開始に伴い下記事項を誓約いたします。											
1 富士宮市水道事業給水条例を遵守し、水道工事その他不慮の断水等により私に損害が生じましても一切の異議は申しません。											
2 私道(市の指定を受けない道路)、敷地内に布設された給水装置につきましては自費をもつて一切の維持管理保全について私が生ずる責任を負います。											
富士宮市水道事業管理者 宛										年 月 日	
水 栓 所 在 地											
水 栓 番 号			開 始 年 月 日			使 用 人 数					
			年 月 日			人					
使 用 者	フリガナ	住所							電 話 番 号		
	フリガナ	住所							号 室		
	方 書										
料 金 納 付 者 が 上記と異なる場合	フリガナ	住所							電 話 番 号		
	フリガナ	住所									
	氏 名										
所 有 者	フリガナ	住所							電 話 番 号		
	フリガナ	住所									
	氏 名										
用 途	一 般 家 庭 用 官 公 署 用										
	1 家庭用	2 家庭用兼営業用( )	3 官公署用	4 公衆用	5 その他( )	6 学校用					
施 設	7 病院用	8 事務所用	9 営業用( )	10 工場用	受 水 量 t						
	1 池	2 給湯ボイラー	3 浄化槽	4 下水道	5 水冷式機器	6 太陽熱温水器	水源				
備 考											

第3号様式（第8条関係）

代理人・代表者選定（変更）届  
富士宮市水道事業管理者 様

年 月 日

届 出 人	住 所	
	氏 名	
給 水 装 置 場 所		
新（代理人・代表者）	住 所	
	氏 名	
旧（代理人・代表者）	住 所	
	氏 名	
理 由		
備 考		

第4号様式（第9条関係）

給水装置閉栓（廃止）届

作成日 年 月 日

富士宮市水道事業管理者 宛		受付者			
水栓所在地					
方 書					
フリガナ 使用者名 (届出者)				電 話 番 号	
転 居 先					
収 納 区 分					
精 算 方 法					
水 栓 番 号			道 順 番 号		
届 出 日			引 越 日		
閉 栓 日			今 回 指 針		
閉 栓 方 法			前 回 指 針		
閉 栓 理 由			交 換 時 水 量		
メーター番号			今 回 水 量		
メーター口径					
メーター位置			メーター型式		
領 収 額	年 月分	水道	円	下水道	円
消 費 税 額			円		円
前 回 検 針 日	年 月 日	データ 入 力	マスタ		調定
備 考					

第5号様式(第9条関係)

公・私設消火栓演習使用願  
様

富士宮市水道事業管理者

年 月 日

願 出 人	住 所						
	氏 名						
給水装置場所							
使用予定日時	年 月 日	午 時	分	時	分	間	
使 用 日 時	年 月 日	午 時	分	時	分	間	
放水立会係員				消 火 栓 使 用 量			
				使 用 水 量	金 額		
封 かん							
封かん係員				調 定			
備 考							

第6号様式（第9条関係）

給水装置使用者(所有者)名義変更届

富士宮市水道事業管理者 宛

年 月 日

水 栓 所 在 地		水 栓 番 号
変 更 事 項		使用者 ・ 所有者
変 更 理 由		1 相続 2 売買 3 贈与 4 その他 ( )
新	フリガナ 住 所	電 話 番 号
	フリガナ 方 書	
	フリガナ 氏 名	
旧	氏 名	
届出者 (新使用者又 は新所有者 と同一人の 場合は、記 載不要)	フリガナ 住 所	電 話 番 号
	フリガナ 氏 名	
備 考		

※ 所有者変更の場合は、土地登記事項証明書又は不動産売買契約書の写し等を添付してください。

第7号様式（第9条関係）

公・私設消火栓使用届

富士宮市水道事業管理者 様

年 月 日

届 出 人	住 所					
	氏 名					
火 災 現 場						
給水装置場所						
使 用 箇 所						
使 用 日 時	月	日	午 時	分	時 分間	
封 かん 日	月	日	係 員			
備 考						

第8号様式（第9条関係）

標識・封かん・メーター亡失（損傷）届

富士宮市水道事業管理者 様

年 月 日

届 出 人	住 所					
	氏 名					
給水装置場所						
メ ー タ ー	口径	ミリメートル	記号	番号	第 号	
理 由						
備 考						

第9号様式（第10条関係）

給水装置、水質検査申請書

富士宮市水道事業管理者 様

年 月 日

申 請 人	住 所	
	氏 名	
給水装置場所		
検 査 種 別		
理 由		
備 考		

第10号様式（第14条関係）

水道料金等減免申請書

富士宮市水道事業管理者 様

年 月 日

申 請 人	住 所			
	氏 名			
料 金 富士宮市水道事業給水条例第32条の規定により下記の手数料を減免していただき 加入金 たく申請します。				
水 道 料 金	水 栓 番 号		金 額	月 分 円
	使 用 者 番 号			
	給 水 装 置 場 所			
	給 水 装 置 所 有 者		用 途	
手 数 料	手 数 料 区 分		金 額	
加 入 金	口 径 区 分		金 額	
理	由			

第11号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

富士宮市水道事業管理者 団

給 水 停 止 通 知 書

富士宮市水道事業給水条例第35条第1項の規定に基づき給水装置の使用を停止するので、富士宮市水道事業給水条例施行規程第16条の規定により通知する。

記

水 栓 番 号	
道 順 番 号	
給 水 装 置 場 所	
給 水 停 止 期 間	年 月 日から料金納入の日まで
給 水 停 止 の 理 由	

※ 給水停止については、年 月 日付けで事前に通知済みです。

※ 月 日までに納入の無い場合は、上記のとおり給水を停止します。

あなたの滞納料金

水 栓 番 号		道 順 番 号	
---------	--	---------	--

請求年月	水 道 料 金	下 水 道 使 用 料	督 促 料 手 数 料	合 計
合 計				

※ 上記の金額には消費税等が含まれています。

第1号様式（第2条関係）

（全部改正〔平成29年水管規程1号〕、一部改正〔令和3年水管規程2号〕）

第2号様式（第7条関係）

（全部改正〔平成29年水管規程1号〕、一部改正〔令和3年水管規程2号〕）

第3号様式（第8条関係）

（一部改正〔平成10年水管規程1号・12年2号〕）

第4号様式（第9条関係）

（全部改正〔平成12年水管規程2号〕、一部改正〔平成29年水管規程1号・令和3年2号〕）

第5号様式（第9条関係）

（一部改正〔平成10年水管規程1号・12年2号〕）

第6号様式（第9条関係）

（全部改正〔平成29年水管規程1号〕、一部改正〔令和3年水管規程2号〕）

第7号様式（第9条関係）

（一部改正〔平成10年水管規程1号・12年2号〕）

第8号様式（第9条関係）

（一部改正〔平成10年水管規程1号・12年2号〕）

第9号様式（第10条関係）

（一部改正〔平成10年水管規程1号・12年2号〕）

第10号様式（第14条関係）

（一部改正〔平成10年水管規程1号・12年2号〕）

第11号様式（第16条関係）

（全部改正〔平成12年水管規程2号〕、一部改正〔平成29年水管規程1号〕）